

8 監 査 第 115 号
令和 8 年 8 月 18 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

同 山 本 浩 史

同 中 根 義 高

令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度愛知県内部
統制評価報告書に対する意見書を別紙のとおり提出します。

令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書審査意見書

「愛知県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 8 年 8 月 18 日

愛知県監査委員	今	田	幹	雄
同	小	川		淳
同	柏	木	勝	広
同	山	本	浩	史
同	中	根	義	高

1 審査の対象

「令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書の審査は、愛知県知事が作成した内部統制評価報告書について、愛知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書について、愛知県知事から報告を受け、「愛知県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係局等に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度愛知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において運用上の重大な不備がある。当該運用上の重大な不備については、政策企画局秘書課始め 63 所属において、テレビ放送の受信機能を有するカーナビ、携帯電話及びテレビの一部で、日本放送協会の放送受信契約が未契約であったため、未払金を支出したものである。